

海岸漂着物対策専門家会議の設置について

〔平成21年9月7日
関係省庁申合せ〕

1. 目的

「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第30条第2項の規定に基づき、海岸漂着物対策推進会議に海岸漂着物対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を置く。専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、推進会議に進言する。

2. 委員

委員は、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者のうちから、環境省水・大気環境局長が委嘱する。

3. 座長

- (1) 専門家会議に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。

4. 会議の公開

- (1) 専門家会議の議事は原則公開とする。
- (2) 専門家会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

5. 事務局

専門家会議の事務局は環境省が務める。

6. 雑則

前各項に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、

座長が専門家会議に諮って定める。